

平成 31 年第 1 回松川町議会定例会(第 1 日目)議事日程

平成 31 年 3 月 5 日 午後 1 時 00 分開議

開会宣言

議事日程の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 町長あいさつ

日程第 4 議案第 1 号 特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 5 議案第 2 号 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 6 議案第 3 号 松川町水道法施行条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 7 議案第 4 号 辺地に係る総合整備計画の変更について

日程第 8 議案第 5 号 松川町高齢者支えあい拠点施設の指定管理者の指定について

日程第 9 議案第 6 号 松川町社会福祉センターの指定管理者の指定について

日程第 10 議案第 7 号 松川町デイサービスセンターの指定管理者の指定について

日程第 11 議案第 8 号 特別養護老人ホーム松川荘の指定管理者の指定について

日程第 12 議案第 10 号 平成 30 年度松川町一般会計補正予算(第 5 回)について

日程第 13 議案第 11 号 平成 30 年度松川町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 4 回)について

日程第 14 議案第 12 号 平成 30 年度松川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 回)について

日程第 15 議案第 13 号 平成 30 年度松川町介護保険事業特別会計補正予算(第 3 回)について

日程第 16 議案第 14 号 平成 30 年度松川町公共下水道事業特別会計補正予算(第 3 回)について

- 日程第 17 議案第 14 号 平成 30 年度松川町公共下水道事業特別会計補正予算(第 3 回)について
- 日程第 18 議案第 15 号 平成 30 年度松川町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 3 回)について
- 日程第 19 議案第 16 号 平成 30 年度松川町保養宿泊施設事業特別会計補正予算(第 3 回)について
- 日程第 20 議案第 17 号 平成 30 年度松川町水道事業会計補正予算(第 4 回)について
- 日程第 21 議案第 18 号 平成 31 年度松川町一般会計予算について
- 日程第 22 議案第 19 号 平成 31 年度松川町国民健康保険事業特別会計予算について
- 日程第 23 議案第 20 号 平成 31 年度松川町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 24 議案第 21 号 平成 31 年度松川町介護保険事業特別会計予算について
- 日程第 25 議案第 22 号 平成 31 年度松川町保養宿泊施設事業特別会計予算について
- 日程第 26 議案第 23 号 平成 31 年度松川町発電事業特別会計予算について
- 日程第 27 議案第 24 号 平成 31 年度松川町水道事業会計予算について
- 日程第 28 議案第 25 号 平成 31 年度松川町下水道事業会計予算について

議案第1号

特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

特別職の職員等の給与に関する条例（昭和31年松川町条例第8号）の一部を
改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成31年 3月 5日 提出
松川町長 深津徹

平成31年 3月 日 決
松川町議会議長 米山俊孝

特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）

（特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正）

第1条 特別職の職員等の給与に関する条例（昭和31年松川町条例第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書中「100分の172.5」を「100分の177.5」に改める。

第2条 特別職の職員等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書中「100分の122.5」とあるのは「100分の157.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の177.5」を「100分の130」とあるのは「100分の167.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の特別職の職員等の給与に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、平成30年12月1日から適用する。

（給与の内扱）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の特別職の職員等の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内扱とみなす。

議案第2号

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正
する条例の制定について

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年松川町条例第10号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成31年 3月 5日 提出
松川町長 深津徹

平成31年 3月 日 決
松川町議會議長 米山俊孝

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例（案）

（議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正）

第1条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年松川町
条例第10号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の172.5」を「100分の177.5」に改める。

第2条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のよう
に改正する。

第5条第2項中「、6月30日に支給する場合においては100分の157.5、
12月10日に支給する場合においては100分の177.5」を「100分の167.5」
に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年
4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する
条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、平成30年12月
1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の議
会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給され
た給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第 3 号

松川町水道法施行条例の一部を改正する条例の制定について

松川町水道法施行条例（平成 25 年松川町条例第 24 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成 31 年 3 月 5 日 提 出
松 川 町 長 深 津 徹

平成 31 年 3 月 日 決
松川町議會議長 米 山 俊 孝

松川町水道法施行条例の一部を改正する条例（案）

松川町水道法施行条例(平成25年松川町条例第24号)の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「短期大学」の次に「(同法による専門職大学の前期課程を含む。)」を、「修めて卒業した後」の次に「(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)」を加え、同条第6号中「よる」を「基づく」に改め、同条第8号中「第二次試験」を「第2次試験」に改め、「又は水道環境」を削る。

第4条第2号中「修めて卒業した後」の次に「(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)」を加え、同条第4号中「修めて卒業した」の次に「(当該学科目を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程(以下この号において「専門職大学前期課程」という。)を修了した場合を含む。)」を加え、「同条第1号に規定する学校を卒業した者」を「同条第1号に規定する学校の卒業者」に、「同条第3号に規定する学校を卒業した者」を「同条第3号に規定する学校の卒業者(専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。)」に、「同条第4号に規定する学校を卒業した者」を「同条第4号に規定する学校の卒業者」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前に行われた技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として水道環境を選択したものは、この条例による改正後の松川町水道法施行条例第3条第8号の規定の適用については、同法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。

議案第4号

辺地に係る総合整備計画の変更について

辺地に係る総合整備計画の変更について、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年法律第88号)第3条第8項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求める。

平成31年 3月 5日 提出

松川町長 深津 徹

平成31年 3月 日 決

松川町議会議長 米山俊孝

松川町 辺地総合整備計画

平成27年度～平成31年度

平成31年1月

松川町

松川町の概要

①地勢

松川町は、西に中央アルプス、東に南アルプスを擁し山脈の隆起と天竜川の浸食によって形成された、伊那谷のほぼ中央に位置する段丘と扇状地を有する町であり、その面積は72.9 km²である。

標高は542mで、気候は内陸的傾向を有し寒暑の差は大きいが概して温暖である。

②人口形態

平成22年国勢調査は13,676人と平成17年と比較して441人減となっている。高齢化率は29.7%と高く、特に辺地を有する地区において伸びが著しい。

③合併の経過

昭和31年に旧上大島村と上伊那郡の片桐村が合併し松川町が誕生した。昭和34年には生田村を編入して現在に至っている。

④産業構造

農業は恵まれた自然条件のもと果樹を中心に発展し、平成18年の農業粗生産額全体の30億円のうちりんご、なしなどの果実生産は約65%を占める。

積極的な工場誘致を進めてきた結果、平成24年度の製造品出荷額は277億円となっているが、平成12年度をピークに微減傾向にある。商業では、平成24年度年間商品販売額115億円となっているが、平成11年度をピークに下降傾向である。

⑤重点施策

- ・松川青年の家整備事業(H29～H31)
- ・町道229号線道路改良事業(H29～H31)

⑥地域指定

- ・辺地
- ・特定農山村

⑦財政状況

収入	項目	金額(百万円)	構成比(%)	支出	項目	金額(百万円)	構成比(%)
					人件費	686	11.2
	町税	1,391	21.3		公債費	707	11.6
	地方交付税	2,342	35.8		普通廃設事業費	1,280	21.0
	町債	550	8.4				

【主な財政指標】

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
実質公債費比率	14.0	11.0	9.1
経常収支比率	81.4	78.2	79.5
財政力指数	0.365	0.357	0.366

松川町辺地対策事業の実施状況及び今後の整備方針

1. 辺地の状況

	人口 (人)	高齢化率%	面積 (km ²)	辺地度 点数	辺地対策事業(千円)				
					H22	H23	H24	H25	H26
峠辺地	85	54.1	3.1	166				14,900	
中山辺地	303	30.6	5.9	123			5,700		11,080
柄山辺地	53	58.3	1.4	144				3,700	7,350
長峰辺地	63	42.9	2.1	140					9,270
西山辺地	103	29.1	1.6	133			7,600	28,500	122,500
増野辺地	196	27.6	1.1	110				4,400	
計	803	33.6	15.2	816	0	0	13,300	51,500	150,200

2. これまでの辺地対策事業の実施状況

(1) 前の計画期間中に行った辺地対策事業の実施状況

辺地名	実施状況	事業の成果
峠辺地	鳥獣被害防護柵設置 H25 L=5,600m	森林と農地の間に鳥獣被害防護柵を設置することにより、サル・シカ・イノシシなどによる農作物への被害が軽減され、辺地地域の農業の生産の安定を図り、地域住民の生活向上に寄与した。
中山辺地	小型動力ポンプ搭載自動車 H24 車両1台 公衆トイレ整備 H26 1ヶ所	当該辺地地域を対象範囲とする小型動力ポンプ搭載自動車を、老朽化に伴い更新することにより、山間に点在する集落の安全確保を図った。小学校統合によりスクールバスでの通学となることから、隣接するバス停付近に公衆トイレの整備を行い辺地の利便性を確保した。
柄山辺地	鳥獣被害防護柵設置 H25 L=1,900m 鳥獣被害防護柵設置 H26 L=3,000m	森林と農地の間に鳥獣被害防護柵を設置することにより、サル・シカ・イノシシなどによる農作物への被害が軽減され、辺地地域の農業の生産の安定を図り、地域住民の生活向上に寄与した。
長峰辺地	鳥獣被害防護柵設置 H26 L=3,000m	森林と農地の間に鳥獣被害防護柵を設置することにより、サル・シカ・イノシシなどによる農作物への被害が軽減され、辺地地域の農業の生産の安定を図り、地域住民の生活向上に寄与した。
西山辺地	遊歩道整備 H24 W=1.0m、L=250m 遊歩道整備 H25 W=2.5m、L=500m 遊歩道整備 H26 W=2.5m、L=500m 町道234号線 H26改良L=250m、W=5.5m フォレストアドベンチャー整備 H26 一式 鳥獣被害防護柵設置 H26 一式	果樹園地帯から町営温泉宿泊施設へつながる西山遊歩道及びその周辺の景観整備や、恵まれた自然環境を活かし森林を活用した観光リクリエーション施設(フォレストアドベンチャー)の整備によって、観光連携を深めるとともに、サル、イノシシ等による農作物への被害対策として、侵入防止柵の設置により、辺地地域の果樹観光産業の振興を図った。町道234号線は、辺地住民の生活に欠くことができない重要路線であることから、拡幅改良により地域住民の利便性の向上を図った。
増野辺地	鳥獣被害防護柵設置 H25 L=900m	森林と農地の間に鳥獣被害防護柵を設置することにより、サル・シカ・イノシシなどによる農作物への被害が軽減され、辺地地域の農業の生産の安定を図り、地域住民の生活向上に寄与した。

3.これまでの辺地対策事業の実施状況

(1)辺地対策の考え方

辺地地域は急峻な地形で農作業も大型機械が利用できず、産業構造も脆弱なうえ、若者が定住しにくく、年々高齢化率が高くなっている。町の中心市街地や公共機関、学校・病院等へも遠距離であるため、過疎化に歯止めがかからず、国土の荒廃にもつながる恐れがある。辺地の整備により地域住民の活性化、地場産業の振興を促し、活力ある町づくりを行いたい。

(2)整備方針

辺地地域とその他の地域との間における立地条件克服のため、幹線道路網や循環車両等の交通環境を整備し、安心して保育・学校・病院などへ通える環境づくりを行う。

果樹園地帯から町営温泉宿泊施設へつながる西山遊歩道及び森林公园の景観整備や周辺観光施設であるフォレストアドベンチャー及び青年の家とそれに伴う道路整備を行い、豊かな自然と連携のとれた観光施設を整備する。また、豊かな自然と森林を活用した自然体験型宿泊施設(空中浮遊ツリードーム)とキャンプサイトを整備し、既存の観光施設と連携することで、辺地地域の自然を活かした果樹観光産業の振興を図る。

更に、辺地地域は、森林に点在する集落で、サルやイノシシなどによる農作物への被害を受けているため、辺地地域を囲う侵入防止柵の設置が急務であることから、侵入防止柵を整備することによって、辺地地域の農業の生産の安定を図る。

(第三次変更)

総合整備計画書

長野県下伊那郡松川町 中山辺地
(辺地の人口255人 面積5.9km²)

1. 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称	松川町生田 中山
(2) 辺地の中心の位置	梅松苑
(3) 辺地度点数	123点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

中山辺地は、JR飯田線伊那大島駅、役場等へ極めて遠く、森林に点在する集落で、サルやイノシシなどによる農作物への被害防止対策が急務である。

侵入防止柵を整備することによって、辺地地域の農業の生産の安定を図る必要がある。

また、当該辺地地域にある豊かな自然を活用し、体験できる観光レクリエーション施設として、梅松苑の敷地内にキャンプサイトを整備することにより、地域の活性化を図る。

更に、当該辺地地域を対象範囲とする小型動力ポンプ搭載自動車が老朽化しており更新が必要となっている。

また、旧松川東小学校は、平成27年3月末に閉校した後、当該辺地地域や周辺地域の住民が、学習やスポーツレクリエーション活動等を行い交流するための施設となっている。当該建物の老朽化が著しいため、旧松川東小学校体育館の改修を行うことにより、長寿命化を図る。

3. 公共的施設の整備計画

平成27年度から平成31年度

区分		事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定
施設名	事業主体名		特定財源	一般財源	
有害獣侵入防止柵	松川町	(22,000) 22,000	(12,100) 12,100	(9,900) 9,900	(9,900) 9,900
救助資機材搭載型小型動力ポンプ搭載自動車	松川町	(15,000) 15,000		(15,000) 15,000	(15,000) 15,000
梅松苑キャンプサイト整備事業	松川町	(19,000) 19,000	(9,500) 9,500	(9,500) 9,500	(9,500) 9,500
旧松川東小学校体育館改修	松川町	(0) 2,500		(0) 2,500	(0) 2,500
合 計		(56,000) 58,500	(21,600) 21,600	(34,400) 36,900	(34,400) 36,900

上段: (変更前) 下段: 変更後

(第三次変更)

総合整備計画書

長野県下伊那郡松川町 西山辺地
(辺地の人口106人 面積1.6km²)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 松川町大島 西山
(2) 辺地の中心の位置 西山集会所
(3) 辺地度点数 133点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

西山辺地は、西山山麓に点在する集落で、JR飯田線伊那大島駅、役場等へ極めて遠く、果樹観光を主体とする集落も過疎化が進み、特産品であるリンゴやナシの観光販売の促進による産業振興が急務である。

果樹園地帯から町営温泉宿泊施設へつながる西山遊歩道及び森林公園の景観整備や周辺観光施設であるフォレストアドベンチャー及び青年の家とそれに伴う道路整備を行い、豊かな自然と連携のとれた観光施設の整備を行う。また、森林を活用した自然体験型宿泊施設(空中浮遊ツリードーム)を整備し、既存の観光施設と連携することで、辺地地域の果樹観光産業の振興と、交流人口の増を図る。

更に、当該辺地の観光施設は、辺地住民の交流の拠点でもあるという観点から、辺地の利便性を確保するため、自然体験型宿泊施設(空中浮遊ツリードーム)の整備と併せてトイレを整備する。

3. 公共的施設の整備計画

平成27年度から平成31年度

(千円)

区分		事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業費の予定
施設名	事業主体名		特定財源	一般財源	
西山遊歩道整備事業	松川町	(14,400) 14,400		(14,400) 14,400	(14,400) 14,400
町道234号線、弥太沢線道路改良	松川町	(31,000) 31,000		(31,000) 31,000	(31,000) 31,000
有害獣侵入防止柵	松川町	(6,000) 6,000	(3,000) 3,000	(3,000) 3,000	(3,000) 3,000
およびての森森林公園整備事業	松川町	(25,000) 25,000		(25,000) 25,000	(25,000) 25,000
町道229号線道路改良	松川町	(120,000) 128,000		(120,000) 128,000	(120,000) 128,000
ツリードーム整備事業	松川町	(24,000) 26,000	(9,000) 9,000	(15,000) 17,000	(15,000) 17,000
観光施設トイレ整備事業	松川町	(15,000) 15,000		(15,000) 15,000	(15,000) 15,000
合計		(235,400) 245,400	(12,000) 12,000	(223,400) 233,400	(223,400) 233,400

上段:(変更前) 下段:変更後

議案第5号

松川町高齢者支えあい拠点施設の指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、次の施設の指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

1. 指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称	2. 指定管理者となる団体の名称	3. 指定の期間
大島中部地区 高齢者支えあい拠点 施設	松川町大島 1655番地 大島中部自治会 自治会長 赤羽順一	平成31年4月1日～ 平成36年3月31日

平成31年3月5日 提出
松川町長 深津徹

平成31年3月 日 決
松川町議会議長 米山俊孝

議案第6号

松川町社会福祉センターの指定管理者の指定について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、次の施設の指定管理者を指定することについて、同条第 6 項の規定により議会の議決を求める。

1 施設の名称

松川町社会福祉センター

2 指定管理者の名称等

松川町元大島 2930 番地 12

社会福祉法人 松川町社会福祉協議会 会長 水野一昭

3 指定の期間

平成 31 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで

平成 31 年 3 月 5 日 提出
松川町長 深津徹

平成 31 年 3 月 日 決
松川町議會議長 米山俊孝

議案第7号

松川町デイサービスセンターの指定管理者の指定について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、次の施設の指定管理者を指定することについて、同条第 6 項の規定により議会の議決を求める。

1 施設の名称

松川町デイサービスセンター

2 指定管理者の名称等

松川町元大島 2930 番地 12

社会福祉法人 松川町社会福祉協議会 会長 水野一昭

3 指定の期間

平成 31 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで

平成 31 年 3 月 5 日 提出
松川町長 深津 徹

平成 31 年 3 月 日 決
松川町議會議長 米山俊孝

議案第8号

特別養護老人ホーム松川荘の指定管理者の指定について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、次の施設の指定管理者を指定することについて、同条第 6 項の規定により議会の議決を求める。

1 施設の名称

特別養護老人ホーム松川荘

2 指定管理者の名称等

松川町元大島 2930 番地 12

社会福祉法人 松川町社会福祉協議会 会長 水野一昭

3 指定の期間

平成 31 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで

平成 31 年 3 月 5 日 提出
松川町長 深津 徹

平成 31 年 3 月 一日 決
松川町議會議長 米山俊孝